軽度者（要支援1・2、介護1）に対する例外的福祉用具貸与の手順（フロー図）

R8.3.17 豊後大野市　高齢者福祉課

福祉用具貸与の希望あり

アセスメントにより貸与の必要性あり

★新規・更新ともに、この流れになります。

（１）利用者は軽度者（要支援１・２、介護１）で、希望する用具に以下の対象外種目が含まれている。

ア　車いす及び車いす付属品
イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品
ウ　床ずれ防止用具及び特殊寝台付属品
エ　認知症老人徘徊感知器
オ　移動用リフト（つり具部分を除く）
カ　自動排泄処理装置（介護２・３も該当）

いいえ → **算定可**
適切なケアマネジメントの上、福祉用具貸与をプランに位置づけてください。
※市に提出する書類はありません。

はい ↓

（２）直近の認定調査結果を確認し、別紙1≪表1≫の「基本調査の結果」に該当する。
※ただし、アの（二）及びオの（三）に該当する場合は、下（いいえ）へ進む

はい → 算定可

いいえ ↓

（３）利用者の状態像が、別紙１≪表１≫のアの（二）、オの（三）のいずれかに該当する。

オの(三)に該当 → **（３-①）医師の医学的な所見を確認し、利用者の状態像が≪表2≫のｉ）～iii）のいずれかに該当する。**

いいえ → **（３-①）医師の医学的な所見を確認し、利用者の状態像が≪表2≫のｉ）～iii）のいずれかに該当する。**

いいえ → 算定不可

はい → 算定不可

アの(二)に該当 ↓

（３-②）豊後大野市「車いすレンタルのためのケアマネジメント」シートにて、合計点数が９点以上か状況を確認する。
※ハンドル型電動車いす（セニアカー）以外の車いすについては９点未満であっても申請があれば審査対象とする。

９点未満 → 算定不可

はい ↓

（３-①）医師の医学的な所見を確認し、利用者の状態像が≪表２≫のｉ）～iii）のいずれかに該当する。

いいえ → 算定不可

はい ↓

（４）サービス担当者会議等を通じて特に必要があるか検討を行う
主治医からの情報や医学的な所見を踏まえた上で、様式１－２の検討項目について必ず検討してください。

必要と判断 ↓

（５）例外的福祉用具貸与費算定に係る届出書等を市高齢者福祉課へ提出する

◆提出書類：①様式１－１　②様式１－２　③利用者基本情報　④ケアプラン

※ハンドル型電動車いすは「車いすレンタルのためのケアマネジメント」シートが９点以上であることを必須としているため、包括主任ケアマネと市職員が現地確認を行います。

★審査に日数を要する場合もありますので、日程に余裕を持って提出してください。

市から申請事業所へ確認結果を通知

★手順（3）以降における留意事項★

- サービス担当者会議は、医学的な所見の確認日より後に行ってください。
- 様式1－2の検討項目については、必ずサービス担当者会議等で検討し、その検討結果を簡潔に記入してください。
- 貸与可となった場合の開始日は、届出書受付日以降となります。そのため、市へ届出書が提出される前に貸与開始した場合は、受付日よりも前の期間は全額利用者の自己負担扱いになります。利用者には、自己負担となる可能性を必ず説明してください。